

利根町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び利根町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、利根町地方就職支援金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、利根町地方就職支援金（以下「支援金」という。）を返還します。
 - （1）支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - （2）転入日から 1 年以内に利根町から転出したとき。
 - （3）支援金の申請日から 1 年以内に利根町に転入しなかったとき。
 - （4）支援金の申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。
 - （5）就業日から 1 年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞したとき（退職日から 3 か月以内に、支援金の要件を満たす茨城県内又は千葉県内の別の就業先に就業する場合を除く。）。